

1. 幼稚園3歳未満児受入れ促進事業について

保育が必要な生後3か月～2歳を対象に、市が認定した市内の私立幼稚園で、保育士資格などを持つ職員がお子さまをお預かりします。(年度途中で3歳に達した場合は当該年度の3月末日まで)

2. 利用可能な方

幼稚園3歳未満児受入れ促進事業は、次の(1)及び(2)の両方の要件を満たす場合に申込みをすることができます。

- (1) お子さまと保護者が福岡市に住んでいること(福岡市に住民票があることを原則とします。)
- (2) お子さまの保護者が次のいずれかの事由に該当すること
 - (ア) 就労している(月60時間以上)
 - (イ) 妊娠中又は出産後間がない(出産月の前2か月から出産日の後8週間)
 - (ウ) 疾病、負傷、障がい等がある
 - (エ) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している(月60時間以上)
 - (オ) 災害等の復旧にあたっている
 - (カ) 求職活動している
 - (キ) 就学している(通信教育は含まない。月60時間以上)
 - (ク) 育児休業取得時に、既に保育施設等を利用する子どもがいて、継続利用が必要であること
 - (ケ) その他これらに類する状態であり、福祉事務所長が必要と認める場合

3. 保育料など

各世帯の所得などに応じて、保育所利用の際の保育料と同額の保育料(ただし、上限は49,000円)をご負担いただきます。第2子以降のお子さまの保育料も、保育所利用の場合と同様に減免されます。なお、給食の提供、送迎、遠足などを実施する幼稚園もあり、追加費用が必要となる場合があります。

4. 利用の流れ

- (1) 幼稚園の見学 幼稚園によって、保育の方針や給食の提供の有無、保育料など違いがあります。利用申込に当たっては、必ず事前に、利用を希望する幼稚園をお子さんと一緒に見学し、不明な点は確認、相談をしてください。
- (2) 支給認定 お住まいの区役所子育て支援課で、「保育が必要な生後3か月～2歳である」という認定(3号認定)を受けていただきます。申請から認定証の交付までには、2～3週間ほど時間がかかります。
- (3) 幼稚園への利用申込 支給認定証を受け取られましたら、利用を希望する幼稚園へ利用申込をしてください。※幼稚園が設定する受入枠を超える利用申込があった場合、保育の必要度の高い方が優先されます。※利用申込の際に、福岡市が保育の必要度を幼稚園へ伝えることについて、同意いただきます。
- (4) 選考結果 幼稚園から選考結果の連絡があります。利用が決定した方は、幼稚園との間で、保育の提供に関する契約を締結ください。なお、利用申込から選考結果の連絡までの期間は、利用申込の状況などにより異なりますので、ご了承ください。

詳しくは、福岡市のホームページにてご確認ください。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/hoiku/child/youtien3saimimanjuukeire.html>

